

大都市行財政制度調査特別委員会設置の決議

(委員会の設置)

- 1 本市議会に大都市行財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

- 2 委員会は、将来にわたり安定した税財政制度を確立するため、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査するとともに、時代の変化に伴う新たな行政課題に的確に対応するため、行財政改革に関する基本的事項について調査することを目的とする。

(委員会の構成)

- 3 委員会は、22人をもって構成する。

(調査期間と閉会中の調査)

- 4 委員会は、議会で調査終了を議決するまで継続し、閉会中も調査をすることができる。

(経費)

- 5 委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記につき決議する。

平成23年（2011年）5月19日

札幌市議会

(提出者) 全議員